

◇◆◇弁護士講習会◇◆◇

「民法改正のポイントと実務対応」

<主な内容>

債権法の改正

成人年齢を20歳から18歳に引き下げ など



【講師】

追手町法律事務所 弁護士 齋藤 安彦 氏

【プロフィール】

昭和53年4月に弁護士登録。平成23年度静岡県弁護士会会長。平成27年3月まで静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇特別部会委員、平成27年6月まで静岡銀行監査役(非常勤)。現在、静岡県人権会議会長。平成13年より、藤枝法人会の協力弁護士として依頼。

◆日時：平成30年9月12日(水) ◆会場：焼津文化会館3階
13:30~15:00

◆参加費
藤枝法人会会員様・・・無料 / 会員様以外の方・・・1,000円
(※当日頂きます)

※定員80名。定員になり次第締め切らせていただきますので、下記申込書にご記入のうえ、お早めにお申込み下さい。尚、お申し込みに対するお返事は致しませんが、定員に達してお断りする場合はご連絡いたします。

<お問い合わせ> (公社)藤枝法人会事務局 ☎054-643-8410

キトリ不要

(公社)藤枝法人会行き

FAX.645-1310

切.9/5

<弁護士講習会 受講申込書 (9/12開催)>

法人名.....

出席者氏名.....

TEL..... FAX.....